

自動販売機設置者募集要領

令和 8 年 1 月

長崎県立島原商業高等学校 PTA

島原市城内 1 丁目 1213 番地

TEL:0957-62-4059

FAX:0957-62-4005

資 料 内 容

- 1 募集から設置までのスケジュール----- P 1
- 2 自動販売機設置者募集要領----- P 2～4
- 3 仕様書（自動販売機仕様書及び遵守事項）----- P 5～6
- 4 申込関係様式

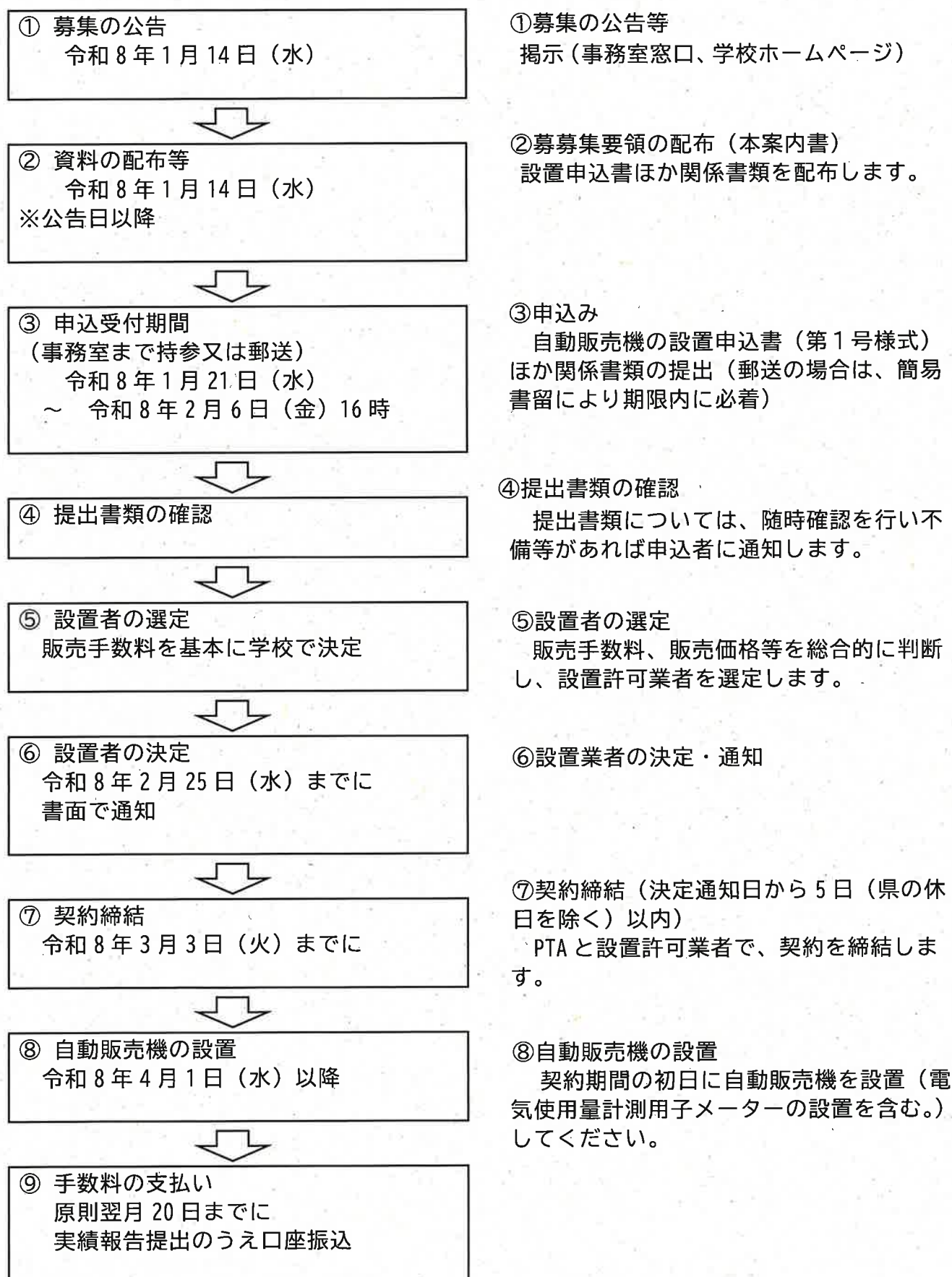
 自動販売機設置申込書(第1号様式) ----- P 7

 誓約書（第2号様式） ----- P 8

 使用印鑑届（第3号様式） ----- P 9

 販売予定品目表(第4号様式) ----- P 10

〈募集から設置までのスケジュール〉



自動販売機（飲料）設置者募集要項

長崎県立島原商業高等学校 PTA（以下、「PTA」という。）が使用を許可されている、下記の場所への自動販売機（飲料）設置業者を決定するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 93 条の規定に準じて募集を行いますので、参加される方は本要項をご承知の上、お申し込みください。

令和 8 年 1 月 14 日

長崎県立島原商業高等学校 PTA

1 募集事項

(1) 設置許可を行う物件

- ① 施設名：長崎県立島原商業高等学校
- ② 所在地：島原市城内 1 丁目 1213 番地
- ③ 設置場所等

物件番号	設置場所	販売内容	設置面積(m ²)	設置台数
1	図書館棟 1 階軒下	ペットボトル・缶・紙パック等	1.2 m ² (回収ボックス含む)	1 台
2	図書館棟 1 階軒下		1.7 m ² (回収ボックス含む)	1 台

※設置面積には、容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。

※別紙「位置図・配置図」を参照。

(2) 設置期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、最長 3 年の自動更新契約とし、更新回数は 2 回（令和 11 年 3 月 31 日まで）とする。

また、PTA に対する長崎県立島原商業高等学校長の公有財産の使用許可が取り消された場合には、その取り消された日までとし、それに伴う費用は設置者負担とする。

(3) 用途

自動販売機及び容器回収ボックスの設置・運営に限るものとします。

(4) 販売手数料等

- ① 販売手数料率は 30%以上であること。
- ② 販売手数料は毎月の売上額に設置申込書に記載した販売手数料を掛けた額（円未満切り捨て）を翌月 20 日までに手数料の計算書を添えて PTA が指定する口座に振り込むものとします。
- ③ 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

なお、自動販売機の運転に必要な光熱水費等は、PTA が発行する請求書に基づき、指定する期限までに納入してください。その際の振込に要する経費は、設置者の負担とします。

(5) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者うち、その事実が認められた後 3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条第 7 項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 自動販売機の設置及び運營業務について、3 年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税に関し未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (11) 下記 3 により、あらかじめ申込をした者であること。

3 応募・申込

応募を希望される方は、事前に設置申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に設置申込書等の関係書類を下記受付場所に提出してください。

(1) 関係書類の配布場所及び配布期間

設置申込書等の配布期間	設置申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和 8 年 1 月 14 日（水）から 令和 8 年 1 月 26 日（月）まで ※県の休日を除く。 9:00～12:00、13:30～16:00	令和 8 年 1 月 21 日（水）から 令和 8 年 2 月 6 日（金）まで ※県の休日を除く。 9:00～12:00、13:30～16:00	島原市城内 1 丁目 1213 番地 島原商業高等学校 事務室 TEL 0957-62-4059 FAX 0957-62-4005

(2) 提出書類（提出部数各 1 部）

提出書類（提出部数含む）		法人	個人	備考
	提出書類			
①	自動販売機設置申込書（第1号様式）	○	○	③、④、⑥及び⑦の書類は、応募申込日前1月以内に発行されたもの（その写しでも可）に限ります。また、⑨、⑩の書類は写しでも可とします。
②	誓約書（第2号様式）	○	○	
③	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）	○	/	
④	住民票			
⑤	使用印鑑届（第3号様式）	○	○	
⑥	長崎県税に関し未納がないことを証する証明書	○	○	
⑦	消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書	○	○	
		課税事業者のみ		
⑧	自動販売機設置等の実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
⑨	設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ	○	○	
⑩	販売予定品目表（第4号様式）及びカタログ	○	○	

(3) 関係書類の提出方法

申込書等受付期間内に上記受付場所へ提出してください。（郵送による場合は、簡易書留により、令和 8 年 2 月 6 日 16 時必着。）

(4) 申込者の資格確認

応募申込があったときは、書類の確認を行い、不備等があれば申込者に通知します。

なお、書類提出後に長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

また、設置予定の自動販売機が仕様に適合しないと認められる場合は、機種変更を指示する場合があります。

4 現場説明

実施しませんので、事前に対象物件をご自身で確認し現況を熟知した上で申し込んでください。

なお、確認は平日の 9 時から 16 時までとし、島原商業高等学校事務室窓口にて立入許可の手続きを行ってください。

5 設置業者の決定

(1) 決定方法は、設置場所ごとに販売手数料が高い申込者から決定します。

(2) 同率の場合は販売価格が低価な申込者を決定者としてします。

(3) 設置決定者が選考結果を通知した日から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、設置資格を取り消すこととします。

(4) 令和 8 年 2 月 25 日（水）までに書面で選考結果を通知します。

(5) 設置場所に対して希望がない場合は、個別に協議します。

6 契約

選考結果を通知した日から 5 日以内に（県の休日を除く）に契約を締結します。

なお、設置時期については、令和 8 年 4 月 1 日からとします。

7 その他

(1) 現地（設置箇所）確認

設置箇所の確認が必要な場合は、9 時～16 時（土・日・祝日を除く）に島原商業高等学校事務室まで連絡の上、校内立ち入りの手続きを済ませた上で確認を行ってください。

※都合により立ち入りができない場合があります。

8 このお知らせに関するお問い合わせ先

長崎県立島原商業高等学校 事務室

TEL 0957-62-4059

所在地 〒855-0036 島原市城内 1 丁目 1213 番地

(参考データ)

令和 7 年 5 月 1 日現在

生徒数及び職員数

生徒数 257 名 職員数 40 名

仕 様 書

(自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項)

1 設置場所

- (1) 施設名：長崎県立島原商業高等学校
- (2) 所在地：島原市城内1丁目1213番地
- (3) 設置箇所：図書館棟1階軒下（別紙の位置図及び配置図参照）

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックスを含む）は、「位置図・配置図」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「ヒートポンプ式」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
- ② 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とすること。
ただし、紙パック式の自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）による）」を認める。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、PTAの指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

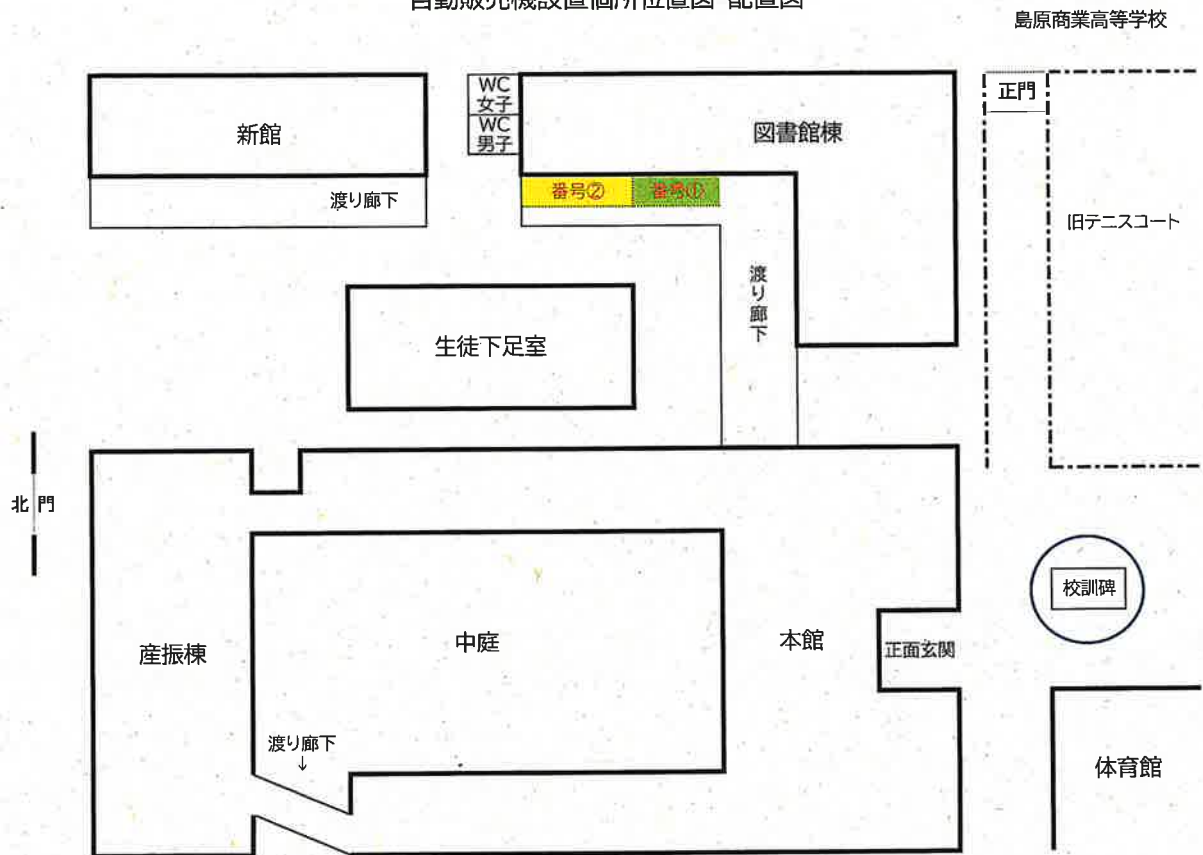
(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、PTAの指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ PTAが承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

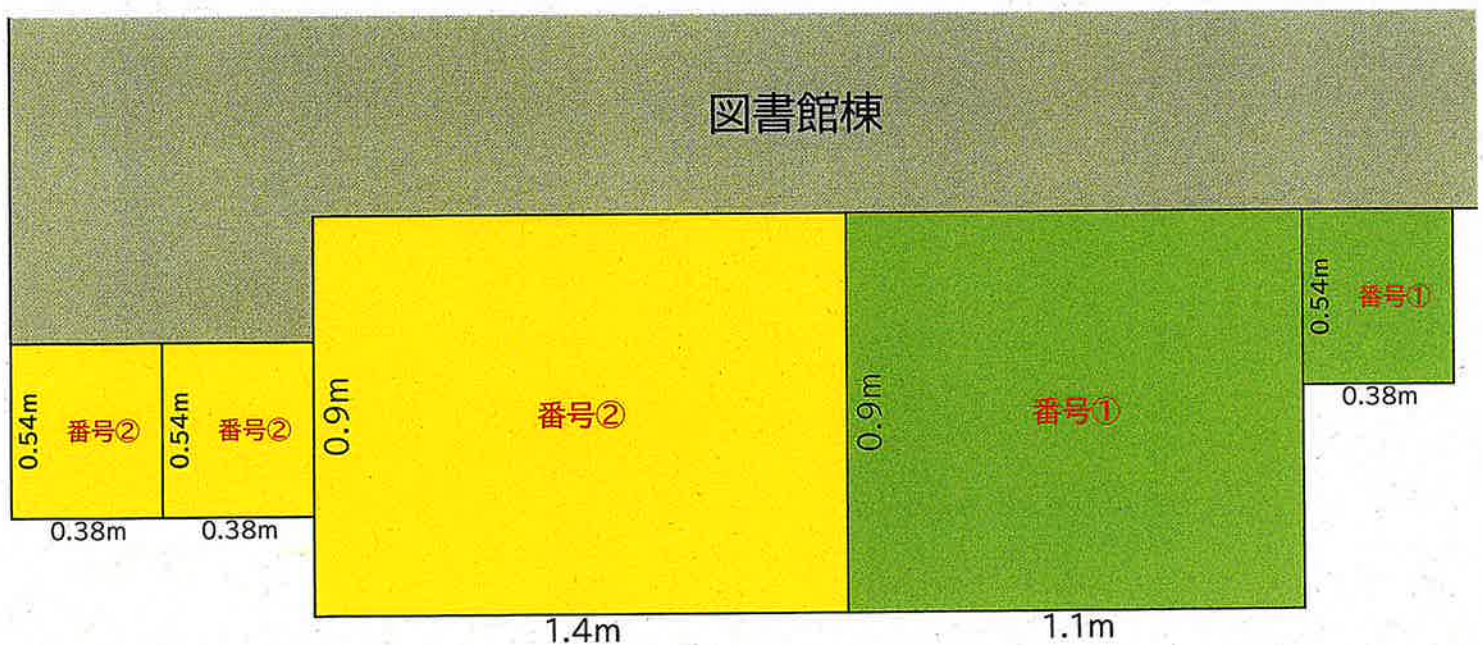
(3) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、飲料（水、お茶、清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。
なお、販売商品の具体的な構成について、販売する商品名等の一覧表を契約締結までにPTAに提出し承諾を得ること。
- ② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）
- ③ 販売価格は、標準小売価格より20円以上安価に設定すること。

自動販売機設置個所位置図・配置図



自動販売機設置面積



第1号様式

自動販売機設置申込書

年 月 日

長崎県立島原商業高等学校 PTA
会長 相川 猛 様

(申込者) 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

下記のとおり自動販売機を設置したいので申し込みます。

1 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 設置希望箇所

希望 順位	設置 番号	施設名	所在地	設置場所	販売商品
	1	長崎県立島原商業高等学校	島原市城内 1-1213	図書館棟1階軒下	ペットボトル、缶、 紙パック等
	2	同上	同上	同上	同上

注) 設置番号に希望する順位を記入してください。

1箇所のみなら希望箇所に「1」を2カ所の場合は、希望箇所へ「1」～「2」を記入してください。

3 添付書類 (提出する書類に○を付けてください。)

番号	提出書類	法人	個人
1	誓約書 (第2号様式)		
2	商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明) (コピー可)		
3	住民票 (コピー可)		
4	使用印鑑届 (第3号様式)		
5	長崎県税に関する納税証明書 (未納がない証明) (コピー可)		
6	消費税及び地方消費税に関する納税証明書 (未納がない証明) (コピー可)		
7	自動販売機設置の実績を証明する書類 (任意様式)		
8	設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ		
9	販売予定品目表 (第4号様式) 及びカタログ		

4 販売手数料率

設置番号	率
1	%
2	%

注) 希望する箇所のみ記入してください。

担当者名: _____
電話番号: _____
FAX 番号: _____

第2号様式

誓 約 書

年 月 日

長崎県立島原商業高等学校 PTA 会長 相川 猛 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、貴 PTA が実施する自動販売機設置に係る応募申込にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 自動販売機の管理運営について3年以上の実績がありその管理・運営には支障ありません。
- 2 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当していません。
- 3 現在、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する、一般競争入札への参加を制限される決定を受けていません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
- 6 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当する者ではありません。
- 7 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者ではありません。
- 8 長崎県内に本店、支店又は営業所を有しています。（法人の場合のみ）
- 9 入札について、一般競争入札参加要領の記載事項及び貸付契約書の約定を承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について長崎県に対し一切の異議、苦情を申し立て致しません。

【関係法令】

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より一部抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）より一部抜粋

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

(1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

(2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

(3) 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

(4) 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及び危険性があると認めるに足る事実があること。

○長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）より一部抜粋

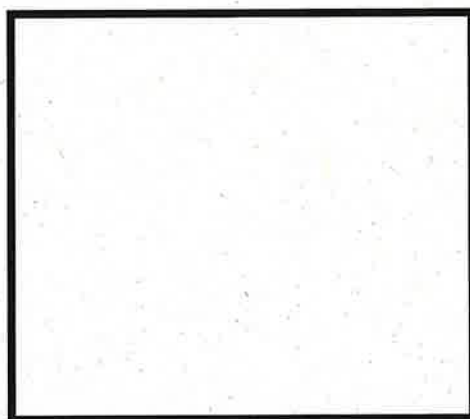
（公表等）

第33条

7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

第3号様式

使 用 印 鑑 届



弊社（店）が貴 PTA との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので
届け出ます。

年 月 日

長崎県立島原商業高等学校 PTA
会長 相川 猛 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

第4号様式

令和 年 月 日

長崎県立島原商業高等学校PTA

会長 相川 猛 様

所在地

会社名

代表者名

印

販売予定品目表

N0	商品名	メーカー名	容器	容量(ml・g)	標準小売価格(円)	販売価格(円)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

※商品カタログ（コピー可）を別途添付してください。

※欄が不足する場合は、コピー等により対応してください。